



未来のたまご

Interview 各部長に聴く！「市の主要事業」

「市民生活部」の主要事業 No.3

「地域と行政がともに支え合うまちづくり」の推進に取り組みます。



Suzuki Nobuyuki 市民生活部長 鈴木延之

■組織図

市民生活部	生活環境課	10人
	市民課	13人
	地域支援課	6人
	放射線対策室	9人

市の主要事業を紹介する「未来のたまご」新たな事業(卵)を孵化させ、大きく空に羽ばたかせようとする市政の動きを、各部長のインタビューを通して皆さんにお伝えします。

——今年度の市民生活部の主要事業はどんなものですか。

当部の主要事業として、まず「放射線の除染対策事業」と「地域給付金事業」があります。一日でも早く皆さんが安心して生活できるように、除染作業に全力をあげて取り組んでいきます。また、東京電力(株)からの賠償金のほか、県からの給付金を市民の皆さんに迅速に給付するため、手続きを進めています。次に「集会所・消防屯所の建設」です。これは、地域コミュニティと地域防災の拠点として重要な施設となりますので、今後計画的な整備を行っていきます。東日本大震災を教訓にした「地域防災計画の見直し」にも取り組んでいきます。

さらに、7月9日から、「証明書のコンビニ交付(当面はセブン・イレブンのみ)」を開始します。これからはより便利なサービスを提供できるよう努めていきます。

様々な計画・事業がありますが、成功させるポイントはどこな点ですか。

地域の皆さんと行政が互いに協力し合い、ともに地域づくりを進めていくことが重要です。今後も市民の立場に立った行政を目指し、事業を進めていきます。

今月のお題は、「健康保険のお知らせ」です。

国民健康保険税の税率が決定しました

■平成24年度国保税率

昨年度の税率を据え置きます。

区分	医療分	後期高齢者支援金等分	介護分
均等割	23,000円	5,400円	10,000円
平等割	27,300円	6,700円	2,000円
所得割	8.17%	1.83%	2.50%
資産割	19.92%	5.08%	-

※介護分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯に課税されます。

《課税限度額》

国保税額には、課税限度額が設定されており、次の金額を超えて課税されることはありません。

医療分	後期高齢者支援金等分	介護分	合計
51万円	14万円	12万円	77万円

【問い合わせ先】

- ◇税額・減免など 本庁舎課税課 ☎@1111 内2127
- ◇納付方法など 本庁舎収税課 ☎@1111 内2125
- ◇国保の加入、脱退や給付など 本庁舎国保年金課 ☎@1111 内2173
- ◇各庁舎の窓口
  - ▷税額・減免・納付方法……各庁舎総務課 表郷 ☎@2111 大信 ☎@2111 東 ☎@2111
  - ▷国保の加入、脱退や給付……各庁舎市民福祉課 表郷 ☎@2113 大信 ☎@3974 東 ☎@2113

■東日本大震災で被災された方へ

市では、東日本大震災で被災された方に対し、被災状況に応じて国保税の減免を行っています。減免要件に該当して、まだ減免申請をしていない方は、お早めに申請書を提出してください。減免要件はお問い合わせください。

なお、昨年度減免になった世帯は、継続して減免となりますので、手続きは不要です。

今年度は、4月分から9月分までに相当する国保税の月額算定額が減免の対象となります(ただし、法律に基づき原発事故から避難している場合は、1年間が対象)。

後期高齢者医療制度のお知らせ

■被保険者証更新のお知らせ

75歳以上(一定の障がいがある65歳以上)の方が加入している後期高齢者医療制度の被保険者証の更新時期になりました。現在使用している被保険者証(オレンジ色)の有効期限は7月31日(火)までです。

8月1日(水)から使用する新しい被保険者証(ピンク色)は7月下旬に郵送します。

新しい被保険者証は、白い横長の窓開き封筒で送付します。封筒の中には、ピンク色の被保険者証・小冊子・チラシ・カバーの4点が入っています。被保険者証は、ミシン目に沿って切り取って使用してください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

入院および外来時の自己負担額と入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用するためには、改めて申請が必要です。

なお、認定証の交付対象は住民税非課税世帯の方となります。

【問い合わせ先】本庁舎国保年金課 ☎@1111 内2175



送付する封筒(実物は大きさが異なります)

もしもし。こちら「自治基本条例通信(第15回)」です!

☎本庁舎企画政策課 ☎@1111 内2324

■白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!!

6月18日に、第20回白河市自治基本条例を考える市民会議が開催されました。

出張前トークの意見などを踏まえた修正作業を終え、白河市自治基本条例素案(以下、素案)がまとまりました。これで市民会議の活動は終了となります。

今後は、素案を基に条例案を策定していきます。来月号では、素案の概要などについてお伝えする予定です。



◀市民会議の様子

■市ホームページも充実しています

市ホームページの自治基本条例のページには、会議の資料・会議録や市民会議からのお知らせなど、市民会議や自治基本条例に関する情報が満載です。ぜひご覧ください。

市ホームページ ▶ まちづくり ▶ 自治基本条例関係 ▶ 白河市自治基本条例を考える市民会議

